高浜町障害者基本計画・第6期障害福祉計画

·第2期障害児福祉計画



計画の基本理念・基本目標

障害者基本法の基本的な考え方である以下の基本理念および基本目標を継承し、障がい者福祉施策の 一層の充実に取り組んでいきます。

基本理念

「ノーマライゼーション*」およびその実現を支える「ソーシャル・インクルージョン*」の理念の もと、障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会 の一員として心豊かに暮らせることができる共生のまちをめざします。

基本目標 心豊かな暮らしを支えるきめ細やかな障がい福祉のまち

障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を除去するために、個々の 障がいのある人の困難さを解消する多様な支援の充実に努め、心豊かな暮らしを支えるきめ細やか な障がい福祉のまちをめざします。

※ノーマライゼーション…障がいのある人もない人もお互いが特別に区別されることなく、社会 生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であると する考え方

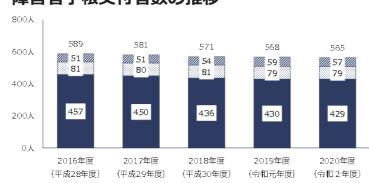
※ソーシャル・インクルージョン…社会的包含、自立生活上何らかの支援を必要としている人々を、社会の構成員として社会連帯の中に包み込み、健康で文化的な生活が営めるようにしようとする考え方

障害者手帳交付者数

手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向になっている一方で、療育手帳所持者数はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数はやや増加しています。

障害者手帳交付者数の推移





■身体障害者手帳所持者 □濟育手帳所持者 □精神障害者保健福祉手帳所持者

資料:高浜町保健福祉課(各年度3月末現在) 2020年度(令和2年度)は6月末現在

障害者基本計画【具体的な取り組み】

(1)理解と交流の促進(地域共生社会の実現に向けた意識啓発、地域交流の環境づくり)

障がいや障がいのある人に対する差別や偏見の解消を図り、障がいのある人にとっての「社会的障壁」 を取り除くため、広報・啓発活動や、地域で日常的に交流・ふれあいができる場づくりを推進します。

施策の方向・

①広報・啓発活動の推進

②福祉教育の推進

③差別の解消・権利擁護の推進

④行政機関等における配慮および障がい者理解の促進等

⑤交流・ふれあいの場づくり ⑥ボランティア活動の推進

(2) 障がいのある子どもに対する福祉と教育の充実

障がいのある子どもに対する保育、療育の実施にあたっては、それぞれが必要とする支援の内容を把握し、各関係機関が連携した支援体制を構築します。また、個性と可能性を伸ばし、将来地域で暮らしていくことができるよう、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学び合い、育ち合う教育を推進するとともに、一人ひとりの特性、能力に応じた適切な教育をさらに推進します。

施策の方向

①療育・保育・教育の充実

②教育支援体制の充実

③放課後等の居場所づくりの充実

(3)保健・医療・福祉の充実

(障がいのある人のニーズを踏まえたサービスの充実と福祉人材の育成・確保)

障がいのある人の一人ひとりの状況を把握し、適切なサービスにつなげていけるよう、保健・医療・福祉の一体的な連携体制づくりと、事業所等との効果的な連携体制づくりを推進します。また、障がいや疾病があっても、住み慣れた地域で心豊かに健やかに安心して暮らすことができるよう、自立生活に必要な保健・医療・福祉サービスを適切に受けられる環境の整備を推進します。

施策の方向

①総合的な保健・医療・福祉サービスシステムの充実 ②相談・情報提供体制の充実

③保健・医療体制の整備

④生涯を通じた健康づくりの推進

⑤障害福祉サービスの充実 ⑥生活支援策の充実

(4) 雇用・就労の促進(就労支援の充実)

障がいのある人が生きがいを持って社会参加するために、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォロー等、就労を支援する体制を整備するとともに、就労系サービスの充実を図り、障がいの特性等に合わせて選択できるような環境づくりを進めていきます。

施策の方向・

①雇用の促進

②安定的就労に向けた支援の充実

③多様な就労の場の確保

(5)生活環境の整備

住居、交通、防犯・防災対策、生きがいづくり等、障がいのある人を取り巻く環境全般の充実を図り、 豊かな地域生活を支援します。

施策の方向

①福祉のまちづくりの推進

②快適な住環境の整備

備 ③移動・交通手段の確保

④選挙における配慮

⑤防犯・防災体制の推進

⑥文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

1